

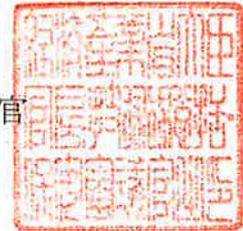
経済産業省

20230310保局第2号

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20210208保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。ただし、2.の規程は、令和5年4月1日から施行する。

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20210208保局第2号）の一部を改正する規程
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改正案	現行
<p>主任技術者制度の解釈及び<u>運用</u>を次のように制定する。</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房<u>技術総括・保安審議官</u></p> <p style="text-align: center;"><u>主任技術者制度の解釈及び運用</u></p>	<p>主任技術者制度の解釈及び<u>運用（内規）</u>を次のように制定する。</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房<u>技術総括・保安審議官 辻本 圭助</u></p> <p style="text-align: center;"><u>主任技術者制度の解釈及び運用（内規）</u></p>
<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一般送配電事業を営む者が設置する一般送配電事業の用に供する発電設備については、一般送配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が<u>法第38条第4項第5号</u>に掲げる発電事業を営む者である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱う。</p> <p>(6) 配電事業を営む者が設置する配電事業の用に供する発電設備については、配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が<u>法第38条第4項第5号</u>に掲げる発電事業を営む者である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱う。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一般送配電事業を営む者が設置する一般送配電事業の用に供する発電設備については、一般送配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が<u>法第38条第3項第5号</u>に掲げる発電事業を営む者である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱う。</p> <p>(6) 配電事業を営む者が設置する配電事業の用に供する発電設備については、配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が<u>法第38条第3項第5号</u>に掲げる発電事業を営む者である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱う。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

① (略)

② (略)

イ (略)

(イ) ~ (ホ) (略)

(へ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第55条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)第31条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ト) (略)

ロ (略)

(イ) ~ (ホ) (略)

(へ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第55条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第31条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ト) (略)

ハ (略)

(イ) ~ (ハ) (略)

(二) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第55条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第31条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目

① (略)

② (略)

イ (略)

(イ) ~ (ホ) (略)

(へ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)第31条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ト) (略)

ロ (略)

(イ) ~ (ホ) (略)

(へ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第31条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ト) (略)

ハ (略)

(イ) ~ (ハ) (略)

(二) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第31条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲

又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ホ)～(チ) (略)

3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場等について行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。

(1) (略)

① (略)

イ・ロ (略)

ハ 統括事業場は、被統括事業場について次の(イ)若しくは(ロ)による監視又は常時監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

(イ)・(ロ) (略)

ニ～ハ (略)

② (略)

③ (略)

イ～ハ (略)

ニ 担当技術者駐在所は、被統括事業場について次の(イ)若しくは(ロ)による監視又は常時監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

(イ)・(ロ) (略)

ホ～ト (略)

④・⑤ (略)

(2) (略)

げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ホ)～(チ) (略)

3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場等について行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。

(1) (略)

① (略)

イ・ロ (略)

ハ 統括事業場は、被統括事業場について次の(イ)又は(ロ)による監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

(イ)・(ロ) (略)

ニ～ハ (略)

② (略)

③ (略)

イ～ハ (略)

ニ ①ハの規定に基づく統括事業場による被統括事業場の監視に加え、担当技術者駐在所は、被統括事業場について次の(イ)又は(ロ)による監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

(イ)・(ロ) (略)

ホ～ト (略)

④・⑤ (略)

(2) (略)